## 特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター 賃金規程

第1章 賃金

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター(以下、当法人という。) 就業規則第57条に基づき、職員の賃金に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で職員とは、就業規則第2条で定めた者をいう。

(賃金の構成)

- 第3条 賃金の構成は次のとおりとする。
  - ①基本給
  - ②諸手当-役職(事務局長)手当

業務手当

通勤手当

③割增賃金-時間外労働割増賃金

休日労働割増賃金

深夜労働割増賃金

2 その他必要に応じて、理事長の議決を経て別に手当を支給することができる。

(基本給)

- 第4条 基本給は、別表1に従い、本人の技能、経験、職務遂行能力等を考慮して各人別に理事長が 決定する。
- 2 パートタイマー職員の基本給は、個別の労働条件通知書において通知する。

(役職手当)

第5条 役職手当は、事務局長の役職に就いている職員に支給する。

(業務手当)

第6条 業務手当は、特に運営に必要な業務を行う職員に支給する。

(通勤手当)

- 第7条 交通機関又は交通用具を使用する通勤に対して、下記のとおり支給する。ただし、月額3 万円を上限とする。
  - (1) 自動車通勤の場合(自宅から職場まで最も合理的な片道の通勤距離)
    - 別表2に従い支給する。
  - (2) 電車やバスで通勤の場合
    - ・経済的で最も合理的な経路で通勤した場合の通勤定期券などの実費を支給する。

(割増賃金)

- 第8条 割増賃金は、次の算式により支給する。
  - ①時間外労働割増賃金(所定労働時間を超えて労働させた場合)

イ 月給者

給料+諸手当(通勤手当を除く) 1 か月平均所定労働時間 ×(1+0.25)×時間外労働時間数 口 時給者

② 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

イ 月給者

口 時給者

③ 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

イ 月給者

口 時給者

- 2 時間外労働又は休日労働が深夜におよんだ場合は、前項のイ、ロの計算式の中の 1+0.25 を 1+0.5 とし、1+0.35 を 1+0.6 として計算する。
- 3 休日労働割増賃金の計算のもととなる休日とは、労働基準法第35条に規定する法定休日をいう。

(休暇等の賃金)

- 第9条 休職期間は賃金を支給しない。
- 2 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 3 特別休暇については、第2項の賃金を支給する。
- 4 産前産後の休業期間は、無給とする。
- 5 育児休業の期間は、無給とする。
- 6 育児時間は、無給とする。
- 7 介護休業の期間は、無給とする。
- 8 生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 9 公民権行使の時間は、無給とする。
- 10 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、日割り及び1時間当りの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計日数及び合計時間数(ただし、1時間未満は切り捨てる。)を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第11条 賃金は、毎月末に締切り、翌月5日に支払う。ただし、支払日が休日及び金融機関の休日にあたるときは、その前日及び前々日に繰り上げて支払う。

2 計算期間の中途で採用され又は退職した場合の賃金は、その年間期間の平均所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

(賃金の支払方法と控除)

- 第12条 賃金は、次のものを控除した全額を支払う。
  - ①源泉所得税
  - ②住民税
  - ③健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料の職員負担分
  - ④雇用保険料の職員負担分
  - ⑤職員代表との書面による協定により、賃金から控除することとしたもの
- 2 賃金は、職員の同意を得て、その指定する金融機関の口座振込により、支払うものとする。
- 3 振込みは、所定の賃金支払日の午前10時までに払い出しができるよう措置するものとする。 (初任給)
- 第13条 新たに採用する職員の初任給は、別表1に従い、学歴、前歴、年齢等により、理事長が 定める。

(昇給)

第14条 職員が現に受けている賃金を受けるに至ったときから12ケ月以上を良好な成績で勤務 したときは、毎年7月1日に昇給させることができる。ただし、法人の業績の著しい低下その他 のやむを得ない事由のあるときは、昇給の時期を変更し又は昇給を行わないことがある。 (賞与)

第15条 賞与は、職員の勤怠実績、勤務成果及び当法人の財政状況を勘案し、年間で基本給4ヶ月を上限に支給できる。当該の額は、理事長が決定する。ただし、法人の業績の著しい低下その他のやむを得ない事由のあるときは、支給しないことがある。

## 附則

- 1 この規程は、平成28年10月1日より適用する。
- 2 令和3年4月26日改定。同日より施行。

別表1 基本給(月額)

号	基本給(円)	号	基本給(円)	号	基本給(円)	号	基本給(円)
1	125,000	21	225,000	41	325,000	61	425,000
2	130,000	22	230,000	42	330,000	62	430,000
3	135,000	23	235,000	43	335,000	63	435,000
4	140,000	24	240,000	44	340,000	64	440,000
5	145,000	25	245,000	45	345,000	65	445,000
6	150,000	26	250,000	46	350,000	66	450,000
7	155,000	27	255,000	47	355,000	67	455,000
8	160,000	28	260,000	48	360,000	68	460,000
9	165,000	29	265,000	49	365,000	69	465,000
10	170,000	30	270,000	50	370,000	70	470,000
11	175,000	31	275,000	51	375,000	71	475,000
12	180,000	32	280,000	52	380,000	72	480,000
13	185,000	33	285,000	53	385,000	73	485,000
14	190,000	34	290,000	54	390,000	74	490,000
15	195,000	35	295,000	55	395,000	75	495,000
16	200,000	36	300,000	56	400,000	76	500,000
17	205,000	37	305,000	57	405,000	77	550,000
18	210,000	38	310,000	58	410,000	78	600,000
19	215,000	39	315,000	59	415,000	79	650,000
20	220,000	40	320,000	60	420,000	80	700,000

別表 2 通勤手当(自動車通勤の場合)

片道の通勤距離	手当支給額(月額)	片道の通勤距離	手当支給額(月額)
2km 未満	0 円	35km 以上 40km 未満	18,000 円
2km 以上 5km 未満	4,000 円	40km 以上 45km 未満	20,000 円
5km 以上 10km 未満	6,000 円	45km 以上 50km 未満	22,000 円
10km 以上 15km 未満	8,000 円	50km 以上 55km 未満	24,000 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	55km 以上 60km 未満	26,000 円
20km 以上 25km 未満	12,000 円	60km 以上 65km 未満	28,000 円
25km 以上 30km 未満	14,000 円	65km 以上	30,000 円
30km 以上 35km 未満	16,000 円		